子どもの被害者・加害者化を防ぐ研修プログラム 開発ー消費文化を背景に生じる消費者トラブル に焦点をあててー

(社会安全研究財団 2011 年度 若手助成) 東京学芸大学大学院連合 学校教育学研究科 奥谷めぐみ

1. 本研究の背景及び目的

1980年代以降、漫画やアニメ、ゲームといった 子どもをとりまく消費文化は急速に発展してきた。 2003年には、国際的な市場規模の拡大に注目し、 経済産業省文化情報関連産業課が、国内アニメー ション産業の支援に関する施策を提言している。 既に子どもをとりまく文化はマイノリティの文化 ではなく、産業として着目されている。

しかし、これらの消費文化との関わり方が子ど もの情操面の発達に及ぼす影響については、児童 心理学、教育学等の多様な学際領域で検討されて いる。

例えば、社会現象として取り上げられた「ゲーム脳」「メール脳」[森 2002,2007]問題や、オンラインゲームに昼夜問わず没頭する問題抱えた人々を「ネトゲ廃人」[芦崎 2009]と表現する等、消費文化との適切な関わり方が問われている。これらの論の真偽には慎重な姿勢を示すべきである。

しかし、現在では家庭用ゲーム機のインターネット端末化、携帯電話の汎用性を利用したインターネットコンテンツ、SNSの普及など、子どもの消費文化との接触機会はインターネットを通じて増加し、生活環境にも多様な変化をもたらしていることは自明である。

以上のような社会動向の中で、消費文化の背景でサーチ行為やリアルマネートレード (RMT) など、消費者トラブルに巻き込まれるリスクの高い消費行動が存在し始め、消費者としての価値形成に影響を及ぼしていることが懸念される。しかし、

インターネットコンテンツ等の新しいサービスに 対する法整備が不十分であることが懸念される。 そこで、本研究は、次の3点を目的とする。

①子どもをとりまく消費文化及びインターネットコンテンツに関する諸課題の整理

子どもをとりまく消費文化の発展の経緯とメディア、インターネットコンテンツとの関わりから、 子どもの周辺にある生活課題を明らかにする。

さらに、インターネットコンテンツに関する国 内外の消費者対応や法整備、教育の現状等に関す る文献を整理し、国内における課題を明らかにす る。

②子どもをとりまく消費文化と消費実態

小学生、中学生、高校生を対象にアンケート調査を実施し、消費文化との関わり方や子どもの金銭的に対する価値意識等に及ぼす影響について明らかにする。

③子どもの加害者化、被害者を防ぐ教員・大人向 け講習プログラムの開発

子どもをとりまく消費文化に関連するトラブル について社会的認知、理解を促すための、教員・ 大人向けの講習プログラムを開発する。

なお、本論においては、"音楽、ゲーム、アニメ、 漫画、玩具等の幼児期から青年期の消費者をマーケティングターゲットとし発展した文化"を"子どもをとりまく消費文化"と位置付けている。一般的には"サブカルチャー"として表現されているが、すでにメインカルチャーとのボーダレス化が進んでいる点、両者の概念を明確に区別して定義することは困難である点を踏まえたためである。場合によっては、"ユースカルチャー"という表現も用いられるが、現在これらの消費文化に対する20~40代の親世代の許容度、関心も高いことが伺える[東 2007]。よって、若年者のみの生活課題ではないことも踏まえている。以上、消費文化に対 する誤認を招く表現を控えるために表現を定めている。

2. 本研究における調査方法

本研究の調査目的に合わせて、以下の通り研究 計画を立て、研究活動を進めてきた。括弧内の数 字は関連する目的である。

表1 本研究における研究計画

期間	研究方法
2010年8月~11月	子どもがかかわる消費文化を背景に生じ
	る消費者トラブルの実態把握(①)
2010年9月~12月	「バーチャル消費」に関わる子ども達の実
	態調査(②)
2011年1月~4月	子ども及び教員向け研修プログラム開発
	(3)
2010年7月~2011	各地消費者教育及び情報教育に関連する
年7月	教員向け研修・講座への参加・参与観察
	(3)

それぞれの調査方法について、次に示す。

①子どもをとりまく消費文化及びインターネットコンテンツに関する諸課題の整理

まず、子どもをとりまく消費文化やインターネットに関連する書籍・文献を収集してきた。関連する文献は、1970年代以降の子どもをとりまく消費文化の変遷と消費生活への影響やインターネットコンテンツがその発展に及ぼした影響について検討する、アメリカでのオンラインゲームの教育的扱いなどについて、文献を収集、整理した。

なお、1980年代から子どもをとりまく消費文化 は発展してきたが、その前身となる現象が 1970 年代から垣間見えている。よって、調査対象は 1970年代の子どもをとりまく消費文化とした。

②子どもをとりまく消費文化と消費実態

次に、子どもの「バーチャル消費」としてイン ターネットコンテンツ利用実態を取り上げ、ゲー ム経験に関するアンケート調査を神奈川県内の小 学生、中学生、高校生を対象に実施した。アンケ ートの実施日程や回収率は次のとおりである。

調査票は小学校は学年主任、中学校及び高等学校は家庭科教員に依頼し、授業内で直接配布、直接回収を頂いた。回収した調査票は個人情報保護の観点から、調査校へ調査者自身が回収に向かった。

表 2 アンケート調査の日程と回収率

調査日程	2011年5月~6月
調査対象校	神奈川県に所在する小、中、高等学校
回収率	小学校 対象者: 小学 5 年生 2 クラス (75/80 人 93.8%) 中学校 対象者: 中学 2 年生 5 クラス (169/175 人 96.6%) 高等学校 対象者: 高校 2 年生 6 クラス (225/237 人 94.9%)

調査内容に関しては、「金銭と倫理に対する価値意識に関する尺度項目」¹、「情報メディアの利用実態」、「インターネットコンテンツの利用状況」、「メディア(携帯電話、スマートフォン、パソコン)の利用状況」、「各種ゲーム(トレーディングカードゲーム(以下 TCG)、テレビゲーム、オンラインゲーム)」、以上の6項目に関する質問を設定した。

③子どもの加害者化、被害者を防ぐ教員・大人向 け講習プログラムの開発

各地消費者教育及び情報教育に関連する教員向け研修・講座への参加・参与観察を行った。東京都、神奈川県、埼玉県などの消費者行政が実施する消費者教育に関する教員向け講座や市民向け講座、消費者教育関連団体が実施する教員、学生向けの講座に参加した。その一覧を表3に示している。

¹ 調査項目に関しては、先行調査[奥谷・鈴木 2010]を基に 再度調整した。金銭に対する価値意識項目はそのまま、倫 理観に関する価値意識項目に関しては、特に消費文化の影 響力が強いと判断された 4 項目を抽出している。

表3 参加した研修及び講座一覧

開催場所	講座名	開催日程
市台初	消費者問題教員講座	2010年7~8月
東京都	教員のための金融教育セミナー	2010年8月
神奈川県	消費者教育教員研修	
作示川乐	インターネット被害未然防止講座	2010年7月
埼玉県	 授業に役立つ教職員消費生活セミナー	2010年7~8月
- 均 工 示	校業に仅立り教職員府員主治できり一	2011年7~8月
和歌山県	教員向け消費者教育セミナー	2010年8月
岐阜県	数員課程講習会	
製 早 示	消費者教育指導者養成講座	2010年8月
神奈川県	 日本消費者教育学会 学生セミナー	2010年8月
北海道	口本内負有教育子云 子王でき) -	2011年8月

インターネットに関連するテーマについての講 座や消費生活を取り扱った教員向け講座に参加し、 その様子を記録した。

さらに、その講座の中でも情報モラル、インターネットコンテンツのトラブルについて取り扱っている講座の提供者に対してヒアリング調査を実施した。

● 消費者教育支援センター

(http://www.consumer-education.jp/nice/index. html)

1990年に設立され、学校及び生涯教育の場面で 消費者教育の展開している財団法人である。教員 や一般消費者に向けた講座・指導書を含めた教材 の提供等の活動を行っている。調査内容としては、 「講座・教材提供の現在の傾向」、「講座に関する 教員のニーズ」、「講座展開のポイント」などを尋 ねた。

● ACE(企業教育研究会)

(http://ace-npo.org/index.html)

2008 年度より、企業、大学、学校の 3 者連携によって、授業づくりを展開している NPO 法人である。教員向けの講座などの展開、子どもとメディアの関わりに関する教材の開発なども行っている。「講座展開のポイント」、「教材や指導案を学校教育で展開するポイント」等について尋ねた。

● KC's(消費者支援機構関西)

(http://www.kc-s.or.jp/)

2005 年に設立された NPO 法人であり、2007

年には的確消費者団体2として認定されている。事業者に対する差し止め請求や行政に向けた各種提言及び要請、消費者を対象にしたセミナーなどの活動を展開している。インターネットコンテンツに関する申し立て案件を扱っていたグループに対して、「現在の子どもをとりまくメディアやインターネットの環境の問題点」、「インターネットコンテンツと国内の法律について」等を尋ねた。

以上の参与観察及びヒアリングの結果及び①、 ②で得られた知見を整理し、子ども及び教員向け 研修プログラム開発に関連する情報として資料と して活用する。

3. 結果及び考察

①子どもをとりまく消費文化及びインターネットコンテンツに関する諸課題の整理

子どもをとりまく消費文化及び情報メディア、 インターネットに関する先行研究及び、インター ネットコンテンツをめぐる生活課題と法的整備に 関する先行研究の整理を行った。

その結果を「(1)1970 年代以降の子どもをとりまく消費文化の変遷の特徴と諸課題」、「(2)子どもを守るシステムとしての法的整備と教育」の2つの観点から後述する。

(1)1970 年代以降の子どもをとりまく消費文化の 変遷の特徴と諸課題

1970年代の特徴は、子どもたちの生育環境が家庭、学校の直線的な関係から消費文化を加えたトライアングル型に変化したことであることが指摘

² 適格消費者団体…消費者契約法第2条第4校に 定められており、「消費者全体の利益擁護のために 差止請求権を適切に行使することができる適格性 を備えた消費者団体」である。

http://www.consumer.go.jp/seisaku/caa/soken/te kikaku/tekikakudantaitoha/tekikakudantaitoh a.html

されている[中西 2003]。ゲームや漫画、アニメが 子どもの生育環境に身近になり、子ども同士のコ ミュニケーションにおいて共通の"記号"が生ま れた。

次に、1980年代には、その"記号"がより身近になり、食玩や文房具などの安価で、子どもにとって身近な消費財が子どもをとりまく消費文化と関連付けて販売され始めた。こうした消費文化に関連する商品が身近になるにしたがって「人気ゲームソフトの抱き合わせ商法」、「希少性の高い食玩に高額な値段が設定されて売買される」等の問題が生じていた。

さらに、1990年代は、バブル経済の崩壊をはじめとする社会問題の到来も含め、消費文化においても大きな転換期となった。テレビゲームが高価になりつつある中で、一般家庭にとって「あって当たり前」の遊び道具となった。さらに、TCGのような子ども同士のコミュニティの中で広がるゲームが浸透してきた。

2000年以降は、インターネットコンテンツが急 速に発展していることが明らかになっている。ま た、メディアや商品の多様化から、消費文化が細 分化し、共通の"記号"の意味が薄れ始めてきた 時代である。また、インターネットコンテンツの 浸透に伴い、プロフや mixi、モバゲー、GREE などのゲームコンテンツとソーシャルネットワー キングサービス(以下、SNS)がコミュニケーシ ョンの場として身近なものになっている。インタ ーネットに接続できるメディアも、携帯電話だけ でなく、パソコンやスマートフォン、タブレット 端末、家庭用ゲーム機(携帯用を含む)など、多 様で、子どもでも簡単に触れられるようになって いる。家庭用ゲーム機の主流が家庭で据え置くタ イプの物から、個別なポータブル機種に移り変わ っていることも特筆すべき点であると考える。

以上の通り、1970年代以降のこどもをとりまく

消費文化と環境は、急速に変化していることがわかる。多様な消費のあり方に、消費生活のスタイルや趣向に応じて形成される、子ども同士のコミュニティの規模が縮小していったと考えられる。 馬居[2000]は、このように流動性の高い消費文化との接触がアイデンティティ形成を不安定なものにしている可能性について触れている。子どもたちは、マーケティング展開が多様になるなかで、商品の機能そのものではなく、商品に含まれる。記号"を消費し、自分を表現しようとている。反面、その中で周辺の友人と共通した"記号"を見出すことができない、あるいは共通の"記号"を持った友人以外とのコミュニケーションの困難である、不安定な環境に置かれていることが懸念される。

そのため、オンラインゲームや SNS といった コミュニケーションを中心とするネットワークサ ービスでは、共通の"記号"に価値も見出す仲間が 作り易い環境に向かいやすい。共通の価値観を持 った仲間と出会うことで、強制的に異なる価値観 を持つ他者と出会わなければならない学校や社会 の中での生きづらさから逃避し、インターネット 上に居場所を形成するため、ゲームやメールとい った仲間同士でのコミュニケーションに没頭して いると考えられる。こうしたインターネットを通 じたコミュニケーションに対する依存症は既に海 外においても中毒症状として認識され、ティーン が抱える課題として注目され、国内においても、 ようやくその症状を病理として取り上げ、少年期、 青年期の課題として注目され始めている「牟田 $2010]_{\circ}$

アメリカでは、「インターネット中毒」及び「オンラインゲーム中毒」の問題点が挙げられている。中毒を起こすことによる生活習慣の乱れ、経済的な観念の喪失等が懸念されている。心理学の観点から、「オンラインゲーム中毒」に陥る 18 の要因が整理されている [Terry R.2007]。要点は次の

通りである。

- レベルシステム
- 夢中になる操作
- 移動を手間取らせるシステム
- 経済の操作(アイテムの売買)
- 対戦でのアイテムの損失
- 貴重な戦利品とその収集
- 無料プレイ
- ギルドシステム
- ケーム内でのメール、メッセージ
- 集団チャット、スカイプ、ベントによる会話
- マンガのような記述
- アイテムの劣化
- 友人リスト
- 家の貸し借りとギルドホール
- (アイテム、装備品などの)制作システム
- 現実の時間との関わり
- 終わりのない物語
- 名声や派閥

Terry R. Waite, Plugged In,pp.24-25, Publish America Baltimore, (2007)より報告者訳

中毒の要因として、ゲームシステムそのものや、ゲーム内での他者との関わりが挙げられている。

前者に関しては、時間の経過や物語の設定上、時間を掛けるほど有意義になるシステムが取り入れられている点が指摘されている。さらに、アイテムに異なる希少性を掛け、その取引、収集を促すようなシステムが、ゲームへの関わりの時間を引き伸ばす影響もあると考えられる。

さらに、後者に関しては、ゲーム内でのコミュニケーションにとどまらず、外部のツール(Skype等)の利用でのコミュニケーションも行なっていることが伺われる。

また、2000 年代、mixi の利用者拡大に伴って、こうしたネットワーク上で、実名を用いたインターネットコミュニケーションが一般化した。しかし、実名を記すことでトラブルに巻き込まれたり、発信した情報が誤りであった場合、匿名の第三者からの攻撃の対象になったりとリスクも大きい。実名でのコミュニケーションが一般的になった現在、リスクを認識していないケースも多々見られる。情報の流出のリスク、インターネット上での発言がもつ意味について理解を促す教育の必要性

が確認された。

メディアツールや消費文化との適切な距離の取り方は、日常生活の生活リズムや家庭との関連性の高い生活課題である。子どもだけが解決できる問題ではなく、周囲の大人の介入が求められる。

特に、これらの個別性の高いメディアを通じて、 第三者との接触やコミュニケーションだけでなく、 インターネットコンテンツの売買契約も可能となっていることは看過できない。物を買うという行 為が、第三者とのコミュニケーションを不要にし、 金銭を行き来する場面も見えにくくしている。

七海[2000]は、あらゆる手続きがバーチャル化する中で、消費生活のバーチャル化は子どもたちの金銭感覚も意識や消費生活のスタイルを変容させる可能性を指摘している。物を購入し、金銭の支払う、という場面でさえ子どもたちの目の前から消えている。現金よりもプリペイド機能を持ったカードでの買い物が子どもたちにとって当たり前になっている現実もある。しかし、なぜカードで商品を購入できているのか、そのシステムや仕組を使用している児童・生徒が十分理解しているかどうか、判別することは困難である。

一般的に、店舗や商品、通貨でさえバーチャルなインターネットを介した売買において、第三者が意思決定の場に介入しにくくなっている。現状では、これらのコンテンツは高校生や中学生、あるいは小学生でも容易に利用できるようになっている。著作権に対する理解や倫理観や経済観念が未成熟の状態で、第三者の目の届かない環境であり、リスクの高い消費から子どもを守ることは困難である。携帯電話のコンテンツや、オンラインゲームの利用者の大半を20~30代が占めており、携帯電話のサービスに関しては40代の利用者も多い。親世代も消費文化と密接に関わるサービスを享受しながら、そのリスクを認識していない可能性が高い。大人も子どもと共にサービスを利用

し、そこにあるリスクや、問題点を認識する必要 性があるだろう。

このように消費の場がインターネット上に移ること、各種メディアは共通の"記号"をもつ仲間と繋がるためのツールとして活用されていることの2点に加えて、SNSをはじめとするウェブサイトやインターネットコンテンツは、子どもたちの消費欲求を掻き立てる宣伝としての役割も持っている。

SNSサービスの中には、新規ユーザーを誘い込むことで、既存のユーザーにメリットがある仕組みが導入されているケースもある。同じ価値観を持つ仲間同士やインターネットコンテンツの紹介やゲーム攻略、情報の交換などのコミュニティが生まれ、新規ユーザーを巻き込みながら、その消費拡大を促進する効果があると考えられる。

多様化した消費文化によって、動画や音楽といった情報は膨大な量が存在している。その中で、特定の動画や音楽にアクセスするユーザーは、関連する消費文化に関心の高いユーザーである。関心の高い消費者に向けられた宣伝効果は、テレビや雑誌など大衆に向けたメディア以上に効果が期待できることが考えられる。メディアリテラシー能力が低く、欲求に対して適切なコントロールが困難な子どもにとって、消費文化の情報は消費欲求を高め、過度の消費行動を導く可能性がある。

以上のように、新しい消費文化や関連する商品・サービスへの関心を高める宣伝媒体として、あるいは関心のなかった新規ユーザーを取り込む手段として、これらの SNS を活用する有効性が検討されている。適切な距離を保つ情報処理の能力と、それらのメディアを使って容易に情報発信できる立場であることを理解し、管理することのできる能力を身につける必要性が求められている。

1970年代以降の傾向からの、子どもをとりまくおおまかな消費文化は学校、家庭といった生活環

境に新しく出現した生活環境である。インターネット、メディアとの関わりによって、その環境も大きく変化し、子どもの周囲の理解と、コントロールが求められている点が明らかになった。

続いて、消費文化に関連するトラブル、インターネットコンテンツにまつわるトラブルの特徴と、 法的整備について整理する。

(2) 子どもを守るシステムとしての法的整備と教育

また、消費行動が細分化したことにより、何に 金銭的、経済的価値を見出すかは、その細分化し た消費者の中で決定されていると考える。

鈴木[2008]は、2000年代に見られる限られた消費者を中心にしたヒット商品を「姿の見えないヒット商品」としている。この傾向はものだけではなく、サービスにも見られる傾向であろう。子ども同士のコミュニティを対象に発展したものやサービスの場合、対象外となる大人や親世代の消費者にとっては、そのものやサービスに対する価値が見えにくいものであると考えられる。

例えば、2000 年代以降のインターネットコンテンツサービスは特に子どもにとって身近なゲームを中心に発達した。そのため、子どもが消費者トラブルに巻き込まれるケースも少なくない。オンラインゲームは 2000 年代にタイトル数が急増した。ユーザーの増加に伴い、によるとゲーム運営会社の杜撰なトラブル対応や管理体制が問題になり始めた[国民生活センター 2005]。また、同センター[2009]から無料ゲームサイトにおける消費者トラブルが多発している実態も公表されている。どのトラブルも社会的に認知される前から、既に生じており、経済的な損失があると客観的に認められてから対応がなされている。

価値が理解出来ない第三者がこのトラブルに対応した場合、トラブルに直面した子どもにとって

は大きな経済的損失であるにも関わらず、軽微な 問題として扱われ、本来必要な対応が十分とられ ていないことが懸念される。

実際に、子どもが持つ TCG のカード、食玩、インターネットコンテンツの一部は、高値で取引されるケースもある。新しい商品・サービスが展開されるなかで、未だに認識されていないリスクも子どもの身近に多々あることが懸念される。経済観念の未熟な子どもたちが何を被害と感じ、何を問題として感じているのか検討する必要がある。

さらに、インターネットコンテンツの取引に対する法整備は不十分であり、消費者が不利益を被りやすい立場に陥る可能性がある。

日本では 2001 年に不正アクセス禁止法が制定され、他者の ID を勝手に利用する行為は法的に罰せられる対象となった。しかし、オンラインゲームのアイテムは見た目の変化だけではなくゲーム内での立場の向上など、子どもにとっては魅力的な要素が大きい分、消費欲求に駆られて不正な行為に至るトラブルもすでに報告されている [朝日.com 2011]。特筆すべきは、不正アクセス行為を行った子どもが罪悪感を抱いていない、という点である。これは、自分の行った行為の問題点が理解できていない点である。法律で禁止されているという理解以上に、インターネットと現実世界のつながりを認識させ、何故問題があるのか、何故禁止されていることなのかを理解することが最も重要であると考える。

2009 年 12 月に特定商取引法が改正され[経済産業省 2009]、オンラインゲームサービスも指定商品・指定役務の対象となり、新しいサービスの形として認識され始めたが、RMT の課題やオンライン上の取引に対する返品や交換などの対応等、消費者側は不利な環境になるといえよう。RMTで売買されるゲーム内通貨やアイテムには財産的価値は含まれていないという判例もあり、現行法

では契約不履行として民事事件として扱われるケースもみられる[アリス・リデル 2006]。しかし、これらの法的判断も事例によって異なることから、加害・被害の明確な判断は困難である。

オンラインゲーム産業が活発な韓国においては、 2007年にゲーム産業振興法を改正し、不正アクセスや違法ツールを取り入れた悪質なRMT業者に対する法的規制を設けている[JETRO,2007]。

第3章 第15条利用不可決定

②多者間にネットワーク(オンラインゲームを含む)を構築し、オンライン上で得た点数を現金化(口座振込、オンライン送金、サイバーマネー等)できる場合、利用不可を決定できる。

JETRO, 参考資料: 韓国におけるコンテンツ関連の「法案及 び規定」p. 65 より抜粋

また、ゲーム産業の支援法や、ゲームサービスの知的財産権などの保護法、消費者保護のための規制法が存在している [JETRO2006]。規制法の一つである青少年保護法などは 2011 年度に改正され、18歳以下の子どもの深夜のインターネットアクセスが制限されるなど、青少年保護の観点も踏まえられている。

アメリカやヨーロッパでは RMT を積極的に導入しているケースも散見される。アメリカでは、仮想空間の創作物を著作物として扱ったり、仮想通貨に対する税制度の導入を検討したりしている。このようにインターネットコンテンツサービスを定着させ、新たな価値創造を積極的に促す動向がある「水越 2008」。

さらに、アメリカでは、5~6歳をターゲットとしたオンラインゲームに関する読本 [David J,2010] などもあり、子どもをゲームから引き離すための取り組みではなく、オンラインゲームがどのようなものであるかを、親子で理解し、その関わり方を検討する、という趣旨で作成されている。オンラインゲームに対する、幼少期からの教育が必要であることが示された。

【上記成果と関連する研究報告】

奥谷めぐみ・鈴木真由子,子どもをとりまく消費文 化の変遷にみる生活課題,大阪教育大学紀要,第Ⅱ部 門,pp. 24-34, (2011)

②小・中・高校生を対象にしたアンケート調査

アンケートの結果を単純集計した結果から、 小・中・高校生のメディアやゲームとの接触状況 を明らかにした。調査結果及び考察はメディアと の接触状況、各種ゲームとの関わり、ゲーム経験 が金銭及び倫理に対する価値形成に及ぼす影響の 3つの観点から整理する。

ア. メディアとの接触状況

今、子どもの身の回りにインターネットに接続できるメディアが多く存在している。本調査では、携帯電話、スマートフォン、パソコンの3つのメディアを取り上げて、所有実態と利用頻度について尋ねた。まず、所有実態について、各学校段階で自由にできるメディアを図に示した。

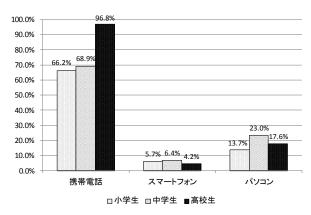


図1 各種メディアの所有状況

高校生の携帯電話所有率は9割を超え、小学生、中学英でも7割近い値を示した。スマートフォンを所有している割合は1割にも満たないが、これから携帯電話所有者の買い替えが生じた際、スマートフォンへの移行が生じる可能性は非常に高いことからも、今後、スマートフォン所有の未成年が多くなることが伺える。また、これらのメディ

アを 2 つ以上所有している割合は全体で 16.0%、3 つ全てを所有していたのは 1.3%であった。身近にインターネットに接続できるツールが複数あるため、家庭内でのペアレンタルコントロールが携帯電話のフィルタリングだけでは不十分であることが懸念された。

次に、それらの使用頻度について尋ねた結果を 図 2~4 に示す。

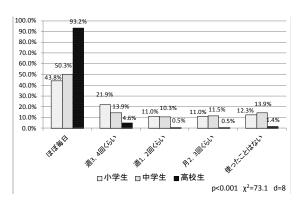


図2 携帯電話の使用頻度

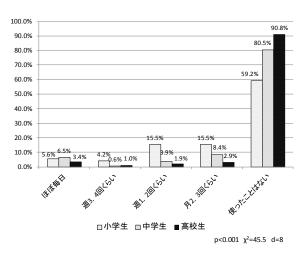


図3 スマートフォンの使用頻度

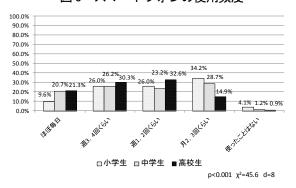


図4 パソコンの使用頻度

携帯電話はほぼ毎日接触していることが明らかになった。小学生、中学生では約半数であったが、この約9割が携帯電話所有者であった。他のメディアにおいても、「自分専用であるか」、「家族共用であるか」の違いは大きく影響していることが明らかになっており、自分専用のメディアは毎日使用しているという結果が明らかになった。

イ. 各種ゲーム経験と接触の仕方

□小学校

各種ゲームの利用者は図5に示した通りである

オンラインゲーム

図5 学校段階ごとのゲーム経験

小学校の段階ですでに約2割の児童が、中学生では約4割のオンラインゲームに触れていることが明らかになった。メディアを毎日使用する中で、日常的に使用するインターネットコンテンツの一部となっていることが伺える。

□ 中学校 ■ 高等学校

TCG に関しては、小学生が最も高い割合となった。これは、TCG が小学生の年齢層をターゲットとして設定されているため、身近なゲームの1つとして受け入れられ、経験しているかどうかの判断がしやすかったこと、調査対象校の家庭環境にも影響されていると考えられる。

さらに、これらの各種ゲームで遊びはじめた年齢の平均値を学校段階ごとで算出し、表 4 に示した。

表 4 各種ゲームで遊びはじめた年齢(歳)

学校	TCG	テレビ	オンライン
段階		ゲーム	ゲーム
小学生	5. 6	6.8	7. 9
中学生	6. 7	7. 1	10. 7
高校生	7. 3	7. 0	13. 0

上記結果から、幼児期から子どもをとりまく消費文化が身近にあることが示された。

テレビゲームに関しては小学校 1~2 年生前後で既に遊び始める児童が多いことが示された。さらに、年齢の有意差を検出するため、多重比較を行った結果、TCG及びオンラインゲームにおいては、小学生と中学生、高校生の間に有意な差が検出された(TCG:p<0.01,オンラインゲーム:p<0.001)。

遊びはじめた年齢から、幼児期に安価で入手しやすいTCG、少年期にテレビゲームからオンラインゲームに関心が移行しているということが明らかになったが、小学生と高校生ではその移行期間が非常に短いことが示されている。つまり、消費文化とかかわるうちに、次々と新しい商品、サービスに感心を持ち、遊びはじめているという事が示されたといえよう。

次に、遊びはじめたきっかけで最も多い回答は「興味があったから」(TCG45.1%、テレビゲーム56.9%、オンラインゲーム65.6%)、続いて「友達がやっていたから」(TCG58.2%、テレビゲーム48.9%、オンラインゲーム44.2%)という回答に集中していた。続いて、テレビゲーム、オンラインゲームは「兄弟・姉妹がやっていたから」(テレビゲーム24.9%、オンラインゲーム24.3%)となったが、TCGのみ、「カードに関わるアニメやゲームが好きだから」(27.5%)と異なる傾向を示した。

これらの遊びが子どもの興味・関心を引きつける要因として、周囲の子ども同士(友達、家族)のコミュニケーション、消費文化のマルチメディア化が影響していることが伺えた。

回答数は多くはなかったが、テレビゲームで遊びはじめた 16.5%の子どもは「親がやっていたから」と回答している。消費文化との接触が家族である親によってもたらされている側面が示された。では、家族内でのルールはどのように設定され

ているのかという質問に対しては、TCG、テレビ ゲーム、オンラインゲームそれぞれに対して、時 間及び日程の制限、行動の制限(遊ぶ場所、カー ドの売買等)等を挙げた。ここでは、ルールの有 無のみ焦点をあて、表5に示した。

表5「特にルールは決められていない」と回答した割合

	TCG	テレビゲーム	オンライン ゲーム	
小学生	90.6	25.5	53.3	
中学生	84.8	41.1	63.6	
高校生	84.8	57.8	68.5	(%)

TCG においてはどの学校段階においても約8 割前後がルールは定められていなかった。テレビ ゲーム及びオンラインゲームは学校段階が上がる につれて、ルールが設定されていないことが示さ れた。テレビゲームとオンラインゲームを比較す ると、オンラインゲームに関するルール設定が十 分ではないことが明らかになった。今後、家庭で のルール設定、保護者と子どものコミュニケーシ ョンが重要である。例えば、オンラインゲームは 時間的な制約も必要であるが、金銭的にどこまで 支払うのか、アイテムはどこまで購入がみとめら れるのか等、従来のテレビゲームとは異なった側 面がある。さらに、テレビゲームでもオンライン ゲームと同様のシステムが設定されていることや、 携帯電話では支払いが一括になること等の点を考 慮すると、家庭内でのメディアとの関わりと共に、 ゲームとの関わり方も重要な要素となると考える。 続いて、3種類のゲームを「全て経験なし」、「1 種類経験あり」の「ゲーム経験少グループ」と、 「2 種類経験あり」、「全て経験あり」の「ゲーム 経験多グループ」の 2 つのグループに分類した。 「金銭に対する価値観」及び「倫理観」に関する 質問項目の回答である 1~5 までを点数化し、項 目別及び項目全体の平均点を算出しt検定によっ て比較した3。その結果を表6及び7に示す。

3 逆転項目に関しては、点数を逆転させて算出し

まず、「金銭に対する価値観」に関する項目に於いては、「ゲーム経験少グループ」が 56.2 点、「ゲーム経験多グループ」が 53.3 点と、有意に「ゲーム経験多グループ」が低いことが示された (p<0.01)。一方で倫理に対する項目においては、「ゲーム経験少グループ」が 12.3 点、「ゲーム経験少グループ」が 12.3 点、「ゲーム経験多グループ」12.1 点となり、有意差は認められなかった(p>0.05)。金銭に対する価値意識では有意差が検出された項目が 7 項目であった。倫理に関する項目では、全体の平均からは有意差は検出されなかったが、項目別では有意差が検出された。どの項目においても「ゲーム経験多グループ」の項目の点数は低い結果となった。

よって、ゲームとの関わり方が金銭や倫理に対 する価値意識と何らかの関わりがあることが示さ れたといえよう。

【上記成果に関する研究報告】

奥谷めぐみ・鈴木真由子,中・高・大学生の消費文化 との関わり方の実態-消費文化を背景に生じるトラ ブルとその課題—,国民生活研究 第51巻第2 号,pp. 69-85,独立行政法人国民生活センタ ー,(2011)

ている。算出された平均点が低いほど、拝金主義 的でモラルの低下があると判断される。

表 6 金銭に対する価値観に関する調査項目のグループ別点数比較

金銭に対する価値観に関する調査項目	ゲーム経験 グループ	N	平均値	有意差
お金もうけより学問をすべきだ	ゲーム経験少	158	3. 4	***
お並むづけより子向をすべさに	ゲーム経験多	308	3. 1	
嘘をつかなければ金もうけはできない	ゲーム経験少	158	3. 7	
煙をフかなければ並むりけばできない	ゲーム経験多	309	3. 6	
**************************************	ゲーム経験少	158	3. 1	
お金持ちはかっこいい	ゲーム経験多	308	3. 2	
将来に備えてできるだけ貯蓄すべきだ	ゲーム経験少	159	4. 2	
付木に備えてできるだり貯备すべきだ	ゲーム経験多	309	4. 3	
7 + 7 + 1 + 1 + 0 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	ゲーム経験少	158	3. 7	
できるだけ、お金持ちの友達をもちたい	ゲーム経験多	308	3. 5	
M-1 1.1 III 1 2 3 3 3 3 4 1 3 4 4 1 1 3 4 1 4 1 1 3 4 1 3 4 1	ゲーム経験少	157	2. 3	
欲しいと思ったら買えるのはとても楽しいことだ 	ゲーム経験多	309	2. 2	
<u> </u>	ゲーム経験少	160	3. 1	***
お金があれば人より有利になる	ゲーム経験多	309	2. 7	
	ゲーム経験少	159	3. 7	+
成功の人生はお金持ちになることだ	ゲーム経験多	306	3. 5	
ム人がよしば、田マデノペノしよとかしょう	ゲーム経験少	160	3. 2	*
お金があれば、思うぞんぶん人生を楽しめる	ゲーム経験多	308	3. 0	
** A ~ !* + + # = 7	ゲーム経験少	160	3. 5	*
お金で権力を買える	ゲーム経験多	308	3. 3	
かば ナフャン かるかと のはこよりしい	ゲーム経験少	157	3. 0	
結婚するならお金持ちのほうがよい 	ゲーム経験多	305	3. 0	
かんせき の中川 たされる こいいか 1 円 ・4 ラ トバケフ	ゲーム経験少	159	2. 9	
お金持ちの家出生まれたらいいなと思ったことがある	ゲーム経験多	308	2. 7	
かみナナミはフナルにピノかエのナは - アナハハ	ゲーム経験少	159	4. 5	**
お金をもうけるためにどんな手段を使ってもいい	ゲーム経験多	305	4. 2	
しがもっていてものは白ハも繰しい	ゲーム経験少	158	3. 5	*
人がもっているものは自分も欲しい	ゲーム経験多	305	3. 3	
お金が一番大切である	ゲーム経験少	156	3. 9	
お並が一番人別である	ゲーム経験多	305	3. 8	
か今はこのこの掛いても めるもの でもっ	ゲーム経験少	158	4. 2	
お金はこつこつ働いてためるものである	ゲーム経験多	309	4. 2	

表 7 倫理観に関する調査項目のグループ別点数比較

五、 三、 一	70 2 733711	2220		
倫理に関する調査項目	ゲーム経験 グループ	N	平均値	有意差
やりとおさなければならないことがあるときは、どんな誘惑があっても最	ゲーム経験少	160	2. 8	*
後までやりとおすことができる	ゲーム経験多	308	3. 0	
この世の中では努力はいつか報われるようになっている	ゲーム経験少	158	3. 5	
	ゲーム経験多	309	3. 5	
この世の中では悪いことや間違ったことをしてもの見逃される人が数多く	ゲーム経験少	157	2. 1	*
いるう	ゲーム経験多	307	1. 9	
世の中には「だます人」「だまされる人」がいるが、「だまされる人」の	ゲーム経験少	159	3. 8	
方が悪い	ゲーム経験多	309	3. 6	

③子どもの加害者化、被害者を防ぐ教員・大人向 け講習プログラムの開発

特に情報モラルに関するテーマの講座の内容を 整理した結果は次の通りである。

その中で、教員の研修においてもオンラインゲーム等の消費者トラブルに焦点をあて、教材、授業案などが提示されていた。オンラインゲームのトラブル等の新しいサービスに関する情報はまだ少なく、教員が新しい情報を求めてこれらの研修に参加していることが伺える。つまり、子どもの周囲にいる大人が、サービスに対する情報、子どもの実態をつかむ場として講座を位置付けることが必要である。

実際に、大人を対象とした研修・講座では、今後の講座プログラムを構築するための知見が得られた。その知見をポイントごとに整理する。

ア. 実物を利用した体験的講座

生涯教育として被害未然防止の為に開かれた神 奈川県のセミナーでは、パソコンの基本的な操作 やフィッシング詐欺などについて、パソコン、携 帯電話を活用しながら体験的に学ぶことのできる システムを導入していた。

イ. ロールプレイングやシミュレーション等のシーンを取り入れた講座

具体的なシステムの取り入れていない教員の研修などでは、ロールプレイイングやある問題に対するディスカッションなど手法を取り入れることも効果的であると考える。

ウ. 新しい情報提供と教員同士のコミュニケーションを促す場面の設定

教員同士が情報を交換したり、実際に現場で遭遇した問題点等を上げたりする場面が設定されていた。情報共有と確認のためにその場でパソコンに情報を打ち込んで見やすくするなどの手法も取り入れられていた。

また、研修に参加している教員の質問などから、

新しい情報の提供が必要であることが明らかになった。ゲーム関連の内容やオンラインゲームやインターネットコンテンツなどは新しいサービスとしてそのリスクや問題点が十分に認識されていないことが伺えた。

さらに、ヒアリング調査からも、大人に対して 家庭内でのルールやメディアとの関わり方、インターネットコンテンツ著作権に関する理解を促す ことの重要性が確認された。法的な整備状況は消費者の安全を守る観点においても、子どもの安全を守る観点においても、子どもの安全を守る観点においても、十分ではないことを指摘している。よって、プログラムでは、具体的な場面を想定した「ケーススタディ」を取り入れ、リスクに対する認識、理解だけではなく、実際に起こりうるトラブルを想定した講座が求められる。特に、取り入れるケースは完全に法的に判断できるものだけではなく、個人の価値意識に基づいた判断が求められるようなケースを取り入れることで、様々な価値意識を相互に交換しあう場としての役割をもたせることが期待できる。

また、必要であれば学校の授業実践で使えるようなワークシートやケースを導入し、学校教員側からも、子どもの被害者・加害者化を防ぐ取り組みを推し進めることが重要であるといえよう。

以上の観点から、大人・教員向けの講座の要点を整理すると次の通りである。

表8 子どもを加害者、被害者にしないための大人向け講座 【案】

対象	学校教員、幼少期・青年期の児童(生徒)の保護者、一般成人			
● 幼少期、青年期に接触する子どもをとりまく消費文化の背景で生じているトラブルについて理解し、参加者同士が共有できる。 子どもの実態や、生じているトラブルを基に、子どもが被害者、加害者を防ぐ具体的方策について理解する。				
	プログラムの展開	準備物等		
1. 講座の趣旨説明 この講座の目的.	<mark>](5 分)</mark> .及び講座の流れを開設する。	パソコン、プロジェクター		
年齢を問わず、 種ゲームがインタ	: く環境とメディアとの関わりの実態 (20 分) ゲームやメディアとの接触が容易になっている実態や、各 ーネットへの接続ができるようになっている実態、RMT や不 と問題点などを提起する。	スライド 関連する書籍		
	(10分) て、今現在メディアや子どもをとりまく消費文化について ドを出し合いイメージマップを作成する	模造紙、付箋紙		
	想定したシミュレーション(30分) を提示し、そのケースの対応について、グループで意見交	ロールプレイイングのシナリ オ ケーススタディに関するワー		
(対象:学校教員、 児童(生徒)相談を が生じたと相談の相談を からない、とどもか ケース②子脅かが 個人情報がインター	相談一金銭関連のトラブルが起きたケース 、幼少期・児童期の子どもの保護者) が、ゲームのアイテムを現金で売買したことで、トラブル 受けた。アイテムを受け取った児童(生徒)が金銭を支払 談であったがどのような対応ができるか。 らの相談 れているケース(対象:幼少期・児童期の保護者) ネットを使用していた際、自分のブログ(プロフ等)が勝る、と相談された。どのような対応ができるか。	クシート		
にオンラインゲー	徒)がふさぎ込んでいるため、相談に乗ったところ、友達 ムのアカウントを貸したところ、大切なアイテムをなくし 明らかになった。どのような対応ができるか。			
との関わりの中で、	話、スマートフォン、ゲーム機、パソコンなどのメディア 、「何歳から」、「どのような場所で」、「どのような時間で」 家庭内でルールを作る際、どのような条件があげられるか、			
具体的なトラブル		プロジェクター、スライ ド		
 ケーススタディは全てを行う必要がないこと、挙げられたケース以外にも想定することが可能である。(受講者のニーズを事前に調べることができれば優先的に調査をおこなう。) 注釈 ● スライドは、対象及びケーススタディのテーマから情報を整理する。(例:ケース① オンラインゲームにおけるアイテム売買の意味、RMTとは、RMTの問題点と現状、オンラインゲームにおけるアイテム交換に関する規約等) ・ ケーススタディで得られた情報はパソコンで入力しプロジェクターで情報共有する 				

【先行研究及び参考資料】

- David J. Jakubiak, Playing A Smart Kid's Guide to Online Games, The Rosen Publishing Groupe, (2010)
- ・ goo リサーチ,子どものゲーム利用に関する調査, goo リサーチ結果 (No. 160), (2007)
 - http://research.goo.ne.jp/database/data/000649 /(2011年10月)
- ・ 日本貿易振興機構(JETRO),韓国オンラインゲーム市場調査報告書,(2006)
 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001271/05001271_002_BUP_0.pdf(2011年10月)
- 日本貿易振興機構(JETRO),参考資料:韓国におけるコンテンツ関連「法案及び規定」,韓国におけるコンテンツ市場ん実態(輸入促進調査シリーズ),2007 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001428/05001428_001_BUP_1.pdf(2011年10月)
- Terry R. Waite, Plugged In, Publish America Baltimore. (2007)
- · 芦崎 治. ネトゲ廃人. リーダーズノート. (2009)
- 東 浩紀,動物化するポストモダン オタクから見た 日本社会,講談社現代新書(2007)
- ・ 馬居 政幸, 生きる場への知的謙虚さを一変化流動する消費社会に育たざるを得ない子どもたち, 現代教育科学, 43(5), pp. 8-10, 明治図書(2000)
- ・ 奥谷 めぐみ・鈴木 真由子,子どもをとりまく消費 文化の実態とリスクー求められる消費者教育の視点 ー,消費者教育,第30冊,pp.25-34,中部日本教育文化 会,(2010)
- ・ 久保田一道, アメーバピグ、小中生の不正アクセス相次で 8 人摘発, Asahi.com, (2011)
 http://www.asahi.com/national/update/1019/NGY2 01110190029.html (2011 年 10 月参照)
- ・ 久保 千恵子, 情報産業社会の中で生きている子どもたちについての一考察ーインターネット接続端末機を扱う子どもたちー, 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 第57集第1号, pp. 25~48, 東北大学大学院教育学研究科, (2008)
- 経済産業省、特定商取引に関する法律及び割賦販売 法の一部を改正する法律案について、(2008)
 http://www.meti.go.jp/press/20080307003/200803 07003.html (2011 年 10 月)
- 国民生活センター報道資料、オンラインゲームに関するトラブルが急増、国民生活センター(2005)
 http://www. kokusen. go. jp/pdf/n-20051207_2. pdf(2011 年 10 月)
- ・ 国民生活センター,「無料」のはずが高額請求、子どもに多いオンラインのトラブル, 国民生活センター, (2009)
 - http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20091216_2.pdf (2011 年 10 月)
- ・ 新宅 純二郎・柳川 範之, フリーコピーの経済学

- デジタルコンテンツビジネスの未来, 日本経済新聞 社. (2008)
- 鈴木 謙介,わたしたち消費 カーニヴァル化する社 会の巨大ビジネス,幻冬舎新書,(2008)
- ・ 鈴木 良介,子どものネット利用に関する新たな問題 と対策 「加害者化」と「攻撃価値の増大」に対す る備えを,知的財産創造,15(12),野村総合研究所広 報部,(2007)
- ・ 富田 英典,後期青年期のメディア戦略とサブカルチャー,教育社会学研究,第76集,pp.77-94日本教育社会学会(2005)
- 中西新太郎, 雨宮処凛他, 1995 未了の問題圏, 大月書店, (2008)
- 中西 新太郎,子どものサブカルチャー大研究,労働 旬報社(1998)
- ・ 中西 新太郎, 子どもの生活実態に基づく家庭科のカリキュラム構想, 日本家庭科教育学会誌, 第46巻第2号, pp. 163~170, 日本家庭科教育学会, (2003)
- 中西 新太郎,若者たちに何が起こっているのか,花 伝社. (2008b)
- ・ 七海 陽, メディアと子どもをめぐる研究リテラシー ~ゲーム脳仮説が浮き彫りにした新たな課題, 月刊 民放, 33(6), pp. 28-33, コーケン出版(2003)
- ・ 七海 陽, デジタル・メディア社会どうなる?子ども たち 6 銀行が変わる! お金が変わる!, 子どものし あわせ, 592, pp. 38-43, 草土文化(2000)
- ・ 西本 裕輝, 子どもの生活とゲームの現状ーいくつかの ゲーム 関連調査報告書を中心に, 児童心理, 62(2), pp. 88~94, 金子書房, (2008)
- ・ 水越康介, "仮想通貨とネットコミュニティ" モバイルバリュー・ビジネス 電子マネー・企業ポイント・仮想通貨の見方・考え方, p. 117-141, NTT ドコモモバイル研究所編, 中央経済社, (2008)
- ・ 藤川 大祐・塩田 真吾,楽しく学ぶメディアリテラシ 一授業 ネット・ケータイ、ゲーム、テレビとの正 しい付きあい方,学事出版(2008)
- 森昭雄、ゲーム脳の恐怖、日本放送出版協会(2002)
- ・ 森 昭雄, ITに殺される子どもたち 蔓延するゲーム 脳, 講談社(2007)
- ・ 牟田 武生,ネット依存の恐怖 ひきこもり・キレる 人間をつくるインターネットの落とし穴,教育出 版、(2010)
- ・ 山口 浩, オンラインゲーム利用における子どもの安全ーリアルマネートレード(RMT)の問題から考える, 児童心理, 62(2), pp. 187-192, 金子書房, (2008)